

## 窓口業務に関する公共サービス改革の検討経緯

平成19年2月

監理委員会において、19年の重点項目として、地方公共団体の窓口業務について、積極的に審議していくことを決定。

平成19年3月

地方公共サービス部会において、市町村の窓口業務について、担当の委員及び専門委員の協力を得て検討を進めることを了承。

平成19年3月～8月

市町村の窓口業務の内容の把握、主要な窓口業務の所管省との意見交換、市町村ニーズの把握など調査を実施。

平成19年9月～

調査結果を踏まえ、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)(注1)及び「公共サービス改革基本方針」(平成19年10月26日閣議決定)(注2)に基づき、関係各省に対し、市場化テストの対象事業の拡大について、自主的・積極的な検討を要請し、協議を実施。

平成19年12月

市町村の窓口業務24事項について、「各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とし、公共サービス改革基本方針の改定に反映。

平成20年1月

市町村の適切な管理のもと民間事業者への委託が現行法上可能である窓口業務の範囲等について、とりまとめ、内閣府ホームページに掲載し、その旨を地方公共団体に通知。

---

<注1> 市場化テストの対象事業の抜本的拡大に向けて、重点分野を定めて集中的に取り組む。(略)また、地方公共団体についても、(略)拡大する。(略)監理委員会が平成19年2月に選定した(略)「窓口」(略)の重点分野を中心に、各府省(略)において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成19年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

<注2> 市町村の出張所・連絡所等における窓口関連業務(略)の市場化テストの拡大に資するため、市町村のニーズ等を踏まえて必要な環境整備の措置を講ずることとし、官民競争入札等監理委員会と連携して、年内を目途に、措置の内容について結論を得て、基本方針の改定に反映する。